

平成27年分の所得税及び復興特別所得税、  
消費税及び地方消費税並びに贈与税の確定申告について  
(報道発表資料)

○ 平成27年分確定申告の相談・申告書の受付期間は、下表のとおりです。

所得税及び復興特別所得税	平成28年2月16日(火)～平成28年3月15日(火)
個人事業者の 消費税及び地方消費税	平成28年1月4日(月)～平成28年3月31日(木)
贈与税	平成28年2月1日(月)～平成28年3月15日(火)

- (注) 1 所得税及び復興特別所得税の還付申告書は、上記の期間前でも提出することができます。  
2 平日(月～金)以外でも、一部の税務署では、2月21日と2月28日に限り日曜日も確定申告の相談・申告書の受付を行います。

○ 平成27年分確定申告に係る納期限及び振替納税の場合の振替日は、下表のとおりです。

	納期限	振替日
所得税及び復興特別所得税	平成28年3月15日(火)	平成28年4月20日(水)
個人事業者の 消費税及び地方消費税	平成28年3月31日(木)	平成28年4月25日(月)
贈与税	平成28年3月15日(火)	

- (注) 1 納期限までに納付がない場合は、延滞税がかかります。  
2 振替納税をご利用の方は、事前に預貯金残高をご確認ください。  
残高不足等で振替ができない場合は、納期限の翌日から納付日まで延滞税がかかりますので、ご注意ください。

## 国税庁ホームページのご紹介

- 国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）では、「確定申告特集ページ」を設け、ご自宅からの申告をサポートしています。

確定申告特集ページでは、

- パソコンで申告書を作成できる確定申告書等作成コーナー
- パソコンで作成した申告書をご自宅から送信できるe-Tax
- お問い合わせの多い事項についてのQ & A

などをご利用いただけます（別添1）。

- ※ 所得税の確定申告書作成コーナーに「給与・年金画面」を新設しておりますので、是非ご利用ください。

- ◆ 「確定申告書等作成コーナー」で申告書が作成できます（別添2）。

- 「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って金額等を入力することにより、**税額などが自動的に計算され、所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税並びに贈与税の申告書（以下「申告書」といいます。）**などを作成することができます。

- **24時間いつでも利用可能で、作成途中のデータを保存**することもできます。

なお、作成した申告書等のデータを保存しておけば、翌年の申告でも利用できます。

- 作成した確定申告書等は**印刷して郵送等により提出**することができます。

また、**e-Taxを利用して送信**することもできます。

- 所得税の確定申告書作成コーナーに、**給与所得者又は公的年金所得者の方向けの申告書作成画面（給与・年金画面）**を新設しました。**初めての方でも操作がしやすい画面**となっております。

- 申告書のほか、青色申告決算書や収支内訳書、預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書などを作成することができます。

- タブレット端末から所得税の確定申告書作成コーナーをご利用いただけます。

※1 タブレット端末からは、e-Taxによる申告や入力データの保存などの一部機能をご利用できません。申告に当たっては、申告書等を印刷の上、添付書類とともに郵送等により税務署に提出する必要があります。

※2 スマートフォンから所得税の確定申告書作成コーナーを開きますと、タブレット端末用の画面が表示されますが、スマートフォンの画面が小さいため、操作性が著しく低下すること、また、入力誤りが生じやすいことから、タブレット端末又はパソコンでのご利用をお勧めしています。

◆ e-Taxにより申告や納税ができます（別添3）。

- 作成した所得税及び復興特別所得税の確定申告書を e-Tax を利用して提出すると、次のようなメリットがあります。

① 添付書類の提出を省略できます！（注）

② 還付がスピーディーです！

（注） 提出を省略した添付書類は、法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります。

- 平成 28 年1月 12 日（火）午前8時 30 分から3月 15 日（火）までは、作成した申告書を 24 時間 e-Tax を利用して送信することができます（メンテナンス時間を除きます。）。

- 国税庁では、e-Tax の利用開始のための手続、e-Tax ソフト、確定申告書等作成コーナー等の操作などに関するお問合せに電話で対応する専門窓口（税務相談等を除く。）として、e-Tax・作成コーナーヘルプデスクを設置しています。所得税及び復興特別所得税の確定申告期間中（2月 16 日～3月 15 日）は、平日だけでなく全体的日曜日（2月 21 日、2月 28 日、3月 6 日、3月 13 日）にご利用いただけます（電話番号：0570-01-5901）。

※ 税務相談等（申告の要否、税法関連事項等）に関するお問合せは、最寄りの税務署へお電話でお尋ねください。

◆ お問合せの多い事項のQ&Aなどを掲載しています。

- 確定申告をする必要がある方や申告書の受付期間、申告が間違っていた場合の手続など、お問合せの多い事項のQ&Aを掲載しています。
- 「確定申告書等作成コーナー」や e-Tax の操作手順等を動画でも解説しています。
- 確定申告書等の様式や手引きなどがダウンロードできます。

## 申告相談のご案内

○ 税務署では、確定申告の相談や申告書の提出で来署される納税者の方々のため、次のような取組を行っています。

◆ 税務署の申告相談会場では、パソコンを利用して「確定申告書等作成コーナー」から申告書を作成し、e-Taxを利用して提出をしていただいています。

パソコンを使った申告書の作成により、ICTを利用した申告の利便性を実感していただける体制を整備しています。

なお、書面による申告書の作成もできます。

◆ 福岡国税局の管内（福岡・佐賀・長崎県の3県）のうち次の税務署については、**税務署庁舎外の会場**（門司署と小倉署及び博多署と福岡署は合同会場となります。）で**確定申告の相談や申告書の受付を行います**。

○ 税務署庁舎外の会場で確定申告の相談等を行う税務署

署名	申告相談会場
門司・小倉 税務署	AIM（アジア太平洋インポートマート）ビル3階 （北九州市小倉北区浅野3-8-1）
博多・福岡 税務署	西鉄ホール（ソラリアステージビル6階） （福岡市中央区天神2-11-3）
西福岡税務署	福岡タワー （福岡市早良区百道浜2-3-26）
大牟田税務署	NTT大牟田ビル1階 （大牟田市不知火町1-3-10）
田川税務署	たがわ情報センター （田川市番田町2-1）
八女税務署	八女伝統工芸館 （八女市本町2-123-2）
筑紫税務署	イオンモール筑紫野3階 （筑紫野市立明寺434-1）
長崎税務署	NBC別館（NBC別館1階ホール） （長崎市上町1-35）
平戸税務署	平戸文化センター （平戸市岩の上町1529）

※ 受付時間は9時から16時までです。

※ 通常、土・日・祝日は開場していません。

※ 上記以外の税務署においては、税務署庁舎内で申告相談を行います。

なお、申告会場の開設期間は、各会場で異なりますので、国税庁ホームページの福岡国税局ページで確認されるか、所轄の税務署におたずねください。

- ◆ 次の申告相談会場では、2月21日と2月28日に限り日曜日も、確定申告の相談や申告書の受付を行います。  
なお、税務署は、通常、土・日・祝日は閉庁しています。

○ 会場

署名	申告相談会場
門司・若松・小倉・八幡税務署	AIM（アジア太平洋インポートマート）ビル3階 （北九州市小倉北区浅野3-8-1）
博多・福岡税務署	西鉄ホール（ソラリアステージビル6階） （福岡市中央区天神2-11-3）
香椎税務署	香椎税務署 （福岡市東区千早6-2-1）
西福岡税務署	福岡タワー （福岡市早良区百道浜2-3-26）
佐賀税務署	佐賀税務署 （佐賀市駅前中央3-3-20）
長崎税務署	NBC別館（NBC別館1階ホール） （長崎市上町1-35）

※ 受付時間は9時から16時までです。

※ 門司、若松、小倉、八幡、博多、福岡、西福岡及び長崎税務署の申告会場は、税務署庁舎外の会場となっています（税務署庁舎での申告相談は行っていません）。

- ◆ 税理士会が行う無料申告相談センターの開設

九州北部税理士会による税務支援事業の一環として、昨年に引き続き「税理士会が行う無料申告相談センター」が開設されます。

どちらにお住まいの方でもご利用になれます。

- ※ 前年分の事業、不動産又は雑所得（公的年金等に係る雑所得を除く）の金額が300万円を超える方、前々年分の消費税の課税売上高が3,000万円を超える方、給与収入総額が800万円を超える方、土地・建物・株式等の譲渡所得及び贈与税の相談については、受け付けていません。

○ 会場

申告相談会場	日程等
九州北部税理士会館2階会議室 （福岡市博多区博多駅南1-13-21）	平成28年2月16日（火）～2月29日（月） （土、日を除く。） 受付 9時30分～16時00分
北九州商工貿易会館601号会議室 （北九州市小倉北区古船場町1-35）	平成28年2月8日（月）～2月10日（水） 受付 9時30分～16時00分

- ◆ **確定申告に関するご相談は、電話でも受け付けています。**所轄税務署にお電話いただくと、自動音声でご案内していますので、確定申告に関するご質問・ご相談は、「0（ゼロ）」を選択してください。
  
- ◆ **確定申告書作成コーナーの操作マニュアルがダウンロードできます**  
国税庁ホームページの福岡国税局ページに掲載する「福岡国税局から確定申告についてのお知らせ」から平成27年分所得税及び復興特別所得税の確定申告書作成コーナー操作マニュアルなどがダウンロードできます。  
申告会場に来場される際は、**事前に当該マニュアルをプリントアウトし、5、6ページに必要事項を記載の上、ご持参いただくと手続きをスムーズに行うことができます。**

## 主な税制改正について

- 平成27年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告から適用される主な改正事項等は以下のとおりです。申告の際にはご注意ください。

### ◆ 所得税率の最高税率の見直し

- 改正前の所得税の税率構造に加えて、課税される所得金額 4,000万円超について45%の税率を設けることとされました。

改正前		改正後	
課税される所得金額	税率	課税される所得金額	税率
195万円以下の金額	5%	195万円以下の金額	5%
330万円以下の金額	10%	330万円以下の金額	10%
695万円以下の金額	20%	695万円以下の金額	20%
900万円以下の金額	23%	900万円以下の金額	23%
1,800万円以下の金額	33%	1,800万円以下の金額	33%
1,800万円超の金額	40%	4,000万円以下の金額	40%
—	—	4,000万円超の金額	45%

### ◆ 住宅借入金等特別控除などの適用期限の延長

- 住宅借入金特別控除など、次の①から⑥の措置の適用期限（現行：平成29年12月31日）が、平成31年6月30日まで1年6か月延長されました。
  - ①住宅借入金等特別控除
  - ②特定増改築等住宅借入金等特別控除
  - ③住宅耐震改修特別控除
  - ④住宅特定改修特別税額控除
  - ⑤認定住宅新築等特別税額控除
  - ⑥東日本大震災の被災者等に係る住宅借入金等特別控除の控除額の特例

### ◆ 公的年金等に係る確定申告不要制度

- 公的年金等に係る確定申告不要制度について、源泉徴収の対象とならない公的年金等（外国において支払われる公的年金など）の支給を受ける方は、この制度を適用できないこととされました。

### ◆ 国外転出時課税制度の創設

- 「国外転出時課税制度」が創設され、平成27年7月1日以後に国外転出（国内に住所及び居所を有しないこととなることをいいます。）をする一定の居住者が1億円以上の対象資産（有価証券等、未決済信用取引等又は未決済デリバティブ取引をいいます。）を所有等している場合には、その対象資産の含み益に所得税及び復興特別所得税が課されることとなりました。  
また、平成27年7月1日以後に1億円以上の対象資産を所有等している一定の居住者から、国外に居住する親族等（非居住者）へ贈与、相続又は遺贈によりその対象資産の全部又は一部の移転があった場合には、移転があったその対象資産の含み益に所得税及び復興特別所得税が課されることとなりました。

## ◆ 財産債務調書制度の創設

- 確定申告が必要な方で、その年分の退職所得以外の各種所得金額の合計額が2千万円を超え、かつ、その年の12月31日において、その価額の合計額が3億円以上の財産又はその価額の合計額が1億円以上の国外転出時課税制度の対象資産を有する方は、その財産の種類、数量及び価額並びに債務の金額その他必要な事項を記載した「財産債務調書」を、その年の翌年の3月15日までに、提出しなければならないこととされました。

○ 平成27年分の贈与税の申告から適用される主な改正事項等は以下のとおりです。申告の際にはご注意ください。

## ◆ 贈与税（暦年課税）の税率構造の見直し（別添4）

- 暦年課税の場合において、平成27年1月1日以降に、直系尊属（父母や祖父母など）から財産の贈与を受けた方（贈与を受けた年の1月1日において20歳以上の方に限ります。）のその財産に係る贈与税の額は、「特例税率」を適用して計算するとともに、一定の場合には、戸籍の謄本等の提出が必要となりました。

（注） 贈与税の課税方法には、「暦年課税」と「相続時精算課税」の2つがあり、一定の要件に該当する場合は、「相続時精算課税」を選択することができます。

## ◆ 相続時精算課税の適用対象者の範囲の拡大

- 適用対象者の範囲の拡大など相続時精算課税の適用要件が変わりました。

### ①贈与者

- ・ 贈与をした年の1月1日において **60歳以上の方**  
（改正前：65歳）

### ②受贈者

- ・ 贈与を受けた年の1月1日において20歳以上で、かつ、贈与を受けた時において贈与者の直系卑属である**推定相続人又は孫である方**  
（改正前：推定相続人）



## ご留意いただきたい事項

### ◆ 申告書を作成する際には誤りにご注意ください。

#### (誤り事例)

- 居住者（非永住者以外の方）の国外で支払われる預金等の利子や国外にある不動産の貸付・譲渡による収益など、国外で得た所得の申告漏れ（別添5）
- 生命保険会社などから受け取った満期金や一時金の申告漏れ
- 配偶者や扶養親族の平成27年分の合計所得金額が38万円を超えているが配偶者控除や扶養控除を適用
  - ※ 配偶者の平成27年分の合計所得金額が38万円を超えている場合であっても、配偶者特別控除が適用できることがあります。
- 支払った医療費の金額から生命保険会社や損害保険会社から支払を受ける医療費を補填する保険金などを差し引かず医療費控除を適用
- 「復興特別所得税額」欄の記載漏れ（別添6）
  - ※ 平成25年分から平成49年分まで、東日本大震災からの復興を図るための施策に必要な財源を確保するため、復興特別所得税（原則として各年分の所得税額の2.1%）を所得税と併せて申告・納付することとされています。

### ◆ 添付書類の添付漏れが散見されますのでお気を付けてください。

- 給与や年金の「源泉徴収票」（原本）
- 医療費控除を受ける場合の領収書、おむつ使用証明書等
- 住宅借入金等特別控除を受ける場合の住民票の写しや登記事項証明書等

### ◆ 確定申告が必要な方の主な例

- 給与の収入金額が2,000万円を超える方
- 給与を1か所から受けていて、かつ、その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合において、各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く。）の合計額が20万円を超える方
- 給与を2か所以上から受けていて、かつ、その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合において、年末調整をされなかった給与の収入金額と、各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く。）との合計額が20万円を超える方
- 各種の所得金額が所得控除の合計額を超え、その超えた額に対する税額が配当控除額を超える方
- 公的年金等に係る雑所得の金額から所得控除を差し引くと残額がある方

なお、公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、公的年金等の全部が源泉徴収の対象となる場合において、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下であるときには、所得税及び復興特別所得税の確定申告は必要ありません。

(注1) 所得税及び復興特別所得税の確定申告の必要がない場合であっても、所得税及び復興特別所得税の還付を受けるためには、確定申告書を提出する必要があります。

(注2) 所得税及び復興特別所得税の確定申告の必要がない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。

など

- ◆ **社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入について（別添7）**
  - 申告書を提出する方は平成28年分以降の申告書（一般的には平成29年以降に提出するもの）に、個人番号を記載して提出する必要がありますが、**平成27年分の申告書には個人番号の記載は必要ありません。**
  - 申請・届出書を提出する方は**原則として平成28年1月以降に提出する申請・届出書に、個人番号を記載して提出する必要があります。**  
なお、税務署に**個人番号を記載した申請書・届出書等**を提出する際は、**本人確認書類の提示又は本人確認書類の写しを申請書・届出書等に添付する必要があります。**
  
- ◆ **平成25年分の課税売上高が1,000万円を超える方や、平成25年分の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間（平成26年1月1日から平成26年6月30日までの期間）の課税売上高が1,000万円を超えた場合には、平成27年分の消費税及び地方消費税の確定申告が必要です。**
  - 平成27年分の課税売上高が1,000万円以下であっても、平成25年分の課税売上高が1,000万円を超えている場合には、消費税及び地方消費税の申告の必要があります。
  - 特定期間における1,000万円の判定は、課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額によることもできます。
  
- ◆ **振替納税のご利用をお願いします（別添8）。**  
所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税（個人事業者）については、金融機関の預貯金口座から振替により納税する便利な制度（振替納税）がありますので、是非ご利用ください。
  
- ◆ **還付金の受取りは、口座振込のご利用をお願いします（別添9）。**  
還付金の受取りは、預貯金口座への振込みをご利用ください。  
申告書の「還付される税金の受取場所」欄に申告者（本人）名義の口座番号等を記載してください。  
※ 振込先口座の記載誤りにより振込みができなかった場合は、正しい振込先を確認した後、改めて振込手続を行うため、還付金の受取りが遅れてしまうこととなりますので、振込先を正確に記載して提出してください。
  
- ◆ **税務職員を装った「振り込め詐欺」にご注意ください（別添10）。**  
税務職員を装い、現金自動預け払い機（ATM）を操作させ、振込みを行わせる「振り込め詐欺」による被害が発生していますので、ご注意ください。
  
- ◆ **税務職員を装った者からのマイナンバー制度アンケート等と称する不審な電話などにご注意ください（別添11）。**  
税務職員を名乗る者から電話があり、年金・マイナンバー制度アンケートや年金受給調査等と称して、年齢や家族構成、年金の受給状況、または、預金残高や口座情報などについて聞き出そうとする事例が発生しておりますので、ご注意ください。

## 「確定申告特集ページ」について

- インターネットをご利用の方は、確定申告特集ページを是非ご覧ください。このページでは、所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税並びに贈与税の申告に関する情報を以下のとおり提供しています。

### 【確定申告特集ページ】

申告手続等の基本情報を項目別にご案内

初めて確定申告をされる方へ申告手続等を分かりやすくご案内

動画で確定申告に関する手続をご案内（別紙参照）

確定申告書等作成コーナー

確定申告書等作成コーナーや e-Tax の操作手順等をご案内

## ○ 国税庁インターネット番組「Web-TAX-TV」～確定申告に関する番組一覧～

番組の対象者	番組名	
国税庁ホームページで 申告書を作成される方		確定申告書等作成コーナーの 利用方法
		e-Tax（電子申告）で申告をするための 事前準備
住宅ローン控除を 受けられる方		住宅ローン控除還付申告手続
寄附金控除を 受けられる方		寄附金控除を受ける方 （ふるさと納税をされた方）
年金収入がある方		年金収入がある方の確定申告
不動産収入のある方		不動産収入がある方の確定申告
更正の請求又は 修正申告をされる方		税額を多く申告していたとき 少なく申告していたとき
白色申告の方		白色申告の方の記帳義務と 帳簿等保存義務とは
災害等で損害を受けた 場合の所得税の軽減を 受けられる方		災害等にあつたときの税の軽減

※ 「医療費控除を受ける方」、「上場株式等の譲渡所得及び配当所得の申告手続」、「消費税の確定申告（一般課税）」、「消費税の確定申告（簡易課税）」及び「贈与税の申告手続」の5番組を平成28年1月下旬に配信予定。

※ インターネット番組「Web-TAX-TV」は、YouTube「国税庁動画チャンネル」でも配信。

## 確定申告書等作成コーナーについて

### 作成できる申告書等

#### ◆ 所得税及び復興特別所得税の確定申告書

給与所得のある方の還付申告や事業を営む方の申告のほか、土地・建物や株式等の譲渡、各種所得の損益の通算や損失の繰越の計算がある方など、山林所得を除く全ての所得に対応した申告書を作成できます。

(注) 申告内容によっては、ご利用できない場合がありますので、国税庁ホームページでご確認ください。

- 給与所得者又は公的年金所得者の方向けの申告書作成画面を新設しました。初めての方でも操作がしやすい画面となっておりますので、是非ご利用ください。

- タブレット端末からもご利用いただけます。

※1 タブレット端末からは、パソコンで利用可能なe-Taxによる申告や入力データの保存などの一部機能がご利用できません。申告に当たっては、申告書等を印刷の上、添付書類とともに郵送等により税務署に提出する必要があります。

※2 スマートフォンから所得税の確定申告書作成コーナーを開きますと、タブレット端末用の画面が表示されますが、スマートフォンの画面が小さいため、操作性が著しく低下すること、また、入力誤りが生じやすいことから、タブレット端末又はパソコンでのご利用をお勧めします。

#### ◆ 青色申告決算書等

青色申告決算書及び収支内訳書の一般用、農業所得用、不動産所得用を作成できます。また、青色申告決算書については、現金主義用も作成できます。

#### ◆ 消費税及び地方消費税の確定申告書

個人事業者の方が提出する「消費税及び地方消費税の確定申告書」の一般用、簡易課税用及び各申告書に添付する付表を作成できます。

#### ◆ 贈与税の申告書

財産の贈与を受けた個人の方が提出する「贈与税の申告書」を作成できます。

#### ◆ 振替納税の預貯金口座振替依頼書

振替納税を利用する方が提出する「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」を作成できます（e-Taxによる提出はできません。）。

申告書は、  
国税庁ホームページの  
「確定申告書等作成コーナー」で  
作成できます！

ご自宅で！

確定申告の時期は、毎年、申告会場が大変混雑します。  
国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用すると、自宅等のパソコンで所得税、消費税、贈与税の申告書や青色申告決算書などを作成することができます。  
「確定申告書等作成コーナー」は、画面の案内に従って、金額等を入力するだけで税額などが自動計算されますので、とても便利です。

金額等を入力してね



作成が  
終わったら

印刷して税務署に郵送！



たくさんの方が郵送で申告書を  
提出されています。

書面提出

申告書等のデータを印刷  
して、添付書類と一緒に  
郵送等で提出！



インターネットで送信！



e-Tax

国税電子申告・納税システム

e-Taxならこんないいこと

- ①作成コーナーから電子申告
- ②添付書類の提出省略
- ③還付金がスピーディー

給与所得者又は公的年金所得者の方向けの申告書作成画面（給与・年金画面）

国税庁ホームページ

www.nta.go.jp

作成コーナー

検索

平成28年1月から  
確定申告書等作成コーナーに  
**給与又は公的年金**所得者専用の  
申告書作成画面が新設されます。

所得税の確定申告書を作成する場合

※ 画面イメージは、実際の画面と異なる場合があります。

The screenshot shows the '作成する申告書等の選択' (Select the tax return to be prepared) screen. It lists three options: '平成27年分 所得税の確定申告書作成コーナー' (Selected), '平成27年分 青色申告決算書・収支内訳書作成コーナー', and '平成27年分 消費税の確定申告書作成コーナー'. An arrow points from the '所得税' (Income Tax) option to the '入力方法選択' (Select input method) screen.

The '入力方法選択' screen has three buttons: '給与・年金の方' (Selected), '左記以外の所得のある方', and '左のボタン選択がお分かりにならない方'. The '給与・年金の方' button is highlighted with a red box and a callout bubble that says '給与、公的年金所得以外の所得がある方は、こちらを選択！' (If you have income other than salary or public pension, select this!).

**給与、公的年金所得のみの方**は、こちらを選択！

従来よりも見やすさ、わかりやすさ等を重視した、**簡易な申告書作成画面**により申告書が作成できます。

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク

作成コーナーの操作に関するお問合せは、「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」にお尋ねください。

☎0570-01-5901（全国一律市内通話料金）

月曜日～金曜日 9時～17時（祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。）

● 申告の内容についてのお問合せは、最寄りの税務署にお尋ねください。

平成27年分の所得税の確定申告書作成コーナーに、給与所得者又は公的年金所得者の方が、より分かりやすく入力できるように専用の申告書作成画面（以下「給与・年金画面」といいます。）を新設しました。  
初めての方でも操作がしやすい画面となっておりますので、以下の内容を確認の上、是非ご利用ください。

「給与・年金画面」はここが便利！！

## 「給与・年金画面」はここが便利！！

### 1 大きく見やすい表示！

説明文字や入力欄を大きく表示し、見やすい画面となっております。

### 2 迷わず入力が可能！

給与又は公的年金所得者の方専用の作成画面のため、入力項目の明確な表示など、厳選された入力案内によるスムーズな作成が可能となっております。

### 3 操作がシンプル！

画面スクロールがないため、タブレット端末でも操作がしやすくなっています。

※ タブレット端末では、パソコンで利用可能なe-Taxによる申告等の一部機能がご利用になれません。

## ○ 給与・年金画面の例（給与所得の入力画面）

給与所得の入力（1/3）

左側の源泉徴収票（見本）を参照の上、右側の①から③欄に金額等を入力してください。  
入力が終了したら、「入力終了（次へ）」をクリックしてください。

① 支払金額 円

② 所得控除の額の合計額 円

③ 源泉徴収税額 円

源泉徴収税額の内書に記載がある場合は、チェックをし入力してください。  
( ) 円

番号及び色分け表示された箇所に記載されている金額を入力

入力内容をクリア < 戻る 入力終了(次へ)>

※1 従来の画面に比べ、説明文字や入力欄が大きく表示され見やすくなっています。

※2 画面スクロールのない構成となっているので、タブレット端末でも操作がしやすい画面になっています。

（注）ご利用のパソコン等の設定や入力内容により、画面スクロールが発生する場合があります。



## ご利用案内

### ご利用になれる方

平成27年の所得の種類が次のいずれかに該当する方

- ・ 給与所得のみ
- ・ 公的年金所得のみ
- ・ 給与所得と公的年金所得のみ

※ 上記以外の所得（事業所得、不動産所得、退職所得、譲渡（土地、株式等）所得、公的年金以外の年金等）がある方は、「給与・年金画面」をご利用になれませんので、全ての所得に対応した画面で作成を行ってください。

「給与・年金画面」を利用する場合は、確定申告書等作成コーナーのトップページで「作成開始」ボタンをクリックし、「所得税コーナー」選択後に表示される「入力方法選択」画面で「給与・年金の方」の「作成開始」ボタンをクリックしてください。

### ご利用方法

▼ 作成コーナー（トップ画面）

① ご利用案内 ② ご利用になれない方 ③ e-Tax送信体験版

申告書・決算書 収支内訳書等 **作成開始**

※ 平成23年から平成27年分までの申告書等を作成することができます。

途中で保存したデータを読み込み **作成再開**

過去の年分のデータを利用して作成！ **過去の年分のデータ利用**

クリック！

作成する申告書等の選択

作成する申告書等のボタンをクリックしてください。  
→ ボタンの選択のご案内はこちら

過去の年分の申告書等は、画面下の「過去の年分の申告書等の作成」から選択してください。

平成27年分 所得税の確定申告書作成コーナー

所得税の確定申告書を作成します（医療費控除、寄附金控除、住宅ローン控除など）。  
※ 事業所得や不動産所得がある方は、事前に青色申告決算書・収支内訳書を作成してください。

所得税コーナー

平成27年分 青色申告決算書・収支内訳書作成コーナー

事業所得や不動産所得がある方が、青色申告決算書・収支内訳書を作成します。

青色申告決算書・収支内訳書コーナー

クリック！

入力方法選択

申告する方の所得の種類により申告書の作成手順が異なります。該当する作成手順の「作成開始」ボタンをクリックしてください。  
→ 作成手順の選択に関する詳細はこちら

**New** 給与・年金の方  
(給与・公的年金専用)

給与所得や公的年金所得のみの方専用の初めての方でも操作しやすい画面に入力し、申告書等を作成します。

ご利用例

- ・ サラリーマンの方で、医療費控除や寄附金控除、住宅ローン控除等を受ける方
- ・ 年金所得者の方（個人年金がある方を除く）
- ・ 所得が給与と公的年金のみの方

など

**作成開始**

左記以外の所得のある方  
(全ての所得対応)

全ての所得・控除等に対応した入力画面から、必要な項目をご自身で選択・入力し、申告書等を作成します。

ご利用例

- ・ 事業、不動産、退職所得のある方
- ・ 給与と公的年金以外の所得（配当、譲渡、個人年金等）があり、医療費控除や寄附金控除、住宅ローン控除等を受ける方

など

**作成開始**

左のボタン選択がお分かりにならない方

表示される質問に「はい」又は「いいえ」で答え、回答に応じて表示される画面に入力し、申告書等を作成します。

ご利用例

- ・ 左の作成手順について、どちらを選択すればよいかお分かりにならない方

など

**作成開始**

クリック！（給与・年金画面へ）

## e-Taxについて

### e-Taxの受付時間(送信可能時間)

平成28年1月12日(火)～3月15日(火)	左記の期間以外
<ul style="list-style-type: none"> <li>・全期間(土日祝日を含む。) 24時間</li> </ul> <p>(注1) 平成28年1月12日(火)は、午前8時30分から利用可能です。</p> <p>(注2) メンテナンスは、毎週月曜日午前0時～午前8時30分を予定しています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・月曜日～金曜日(祝日等を除く。) 8時30分～24時</li> </ul>

### e-Tax・作成コーナーヘルプデスクの受付時間

電話番号：0570-01-5901

平成28年1月12日(火)～3月15日(火)	左記の期間以外
<ul style="list-style-type: none"> <li>・月曜日～金曜日(祝日を除く。)及び 2月21日、28日、3月6日、13日 の日曜日</li> </ul> <p>9時～20時</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・月曜日～金曜日(祝日等を除く。) 9時～17時</li> </ul>

### e-Taxを利用するには

- 電子証明書を取得し、ICカードリーダライタをご用意ください。  
(注) 個人の方がe-Taxで申告手続等を行う際に利用する「公的個人認証サービスに基づく電子証明書」は、平成28年1月より交付が開始されている個人番号カードに標準的に搭載されます。個人番号カードの取得方法については、住民票のある市役所等へお問い合わせください。  
なお、個人番号カードの交付開始以前に発行された住民基本台帳カードに格納された電子証明書は、その有効期間(3年)内であれば継続して使用することができます。
- 「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。  
画面の案内に従って入力すれば、e-Taxを利用するための手続から申告書の作成・送信までを行うことができます。

- 詳しくは、e-Taxホームページをご覧ください。

[www.e-tax.nta.go.jp](http://www.e-tax.nta.go.jp)

利用開始の手続、利用可能時間、パソコンの推奨環境、e-Taxソフトの操作方法、よくある質問(Q&A)など、e-Taxに関する最新の情報についてお知らせしています。

※  で  できます。

## 贈与税（暦年課税）の税率構造の見直しについて

- ◆ 最高税率の引上げや直系尊属（父母や祖父母など）から贈与を受けた場合の贈与税の税率構造が変わりました。

### 【贈与税の速算表】

基礎控除後の課税価格	改正前		改正後			
	税率	控除額	特例税率		一般税率	
			税率	控除額	税率	控除額
～ 200万円以下	10%	—	10%	—	10%	—
200万円超 ～ 300万円以下	15%	10万円	15%	10万円	15%	10万円
300万円超 ～ 400万円以下	20%	25万円	20%	25万円	20%	25万円
400万円超 ～ 600万円以下	30%	65万円	30%	65万円	30%	65万円
600万円超 ～ 1,000万円以下	40%	125万円	40%	125万円	40%	125万円
1,000万円超 ～ 1,500万円以下	50%	225万円	40%	190万円	45%	175万円
1,500万円超 ～ 3,000万円以下			45%	265万円	50%	250万円
3,000万円超 ～ 4,500万円以下			50%	415万円	55%	400万円
4,500万円超 ～			55%	640万円		

※ 暦年課税の場合において、平成 27 年 1 月 1 日以降に、直系尊属（父母や祖父母など）から財産の贈与を受けた方（贈与を受けた年の 1 月 1 日において 20 歳以上の方に限ります。）のその財産に係る贈与税の額は、「特例税率」を適用して計算することとされました。

※ この速算表の使用方法は、次のとおりです。

$$(\text{贈与を受けた財産の価額} - \text{基礎控除額}) \times \text{税率} - \text{控除額} = \text{税額}$$

- ◆ 直系尊属（父母や祖父母など）から財産の贈与を受けた場合はご注意ください。

- 「特例税率」の適用を受ける場合で、次の①又は②のいずれかに該当するときは、贈与税の申告書とともに、**贈与により財産を取得した方の戸籍の謄本又は抄本その他の書類でその方の氏名、生年月日及びその方が贈与者の直系卑属に該当することを証する書類を提出する必要があります。**

- ① 「特例税率の適用を受ける財産」のみの贈与を受けた場合で、その財産の価額から基礎控除額（110万円）を差し引いた後の金額（課税価格）が300万円を超えるとき
- ② 「特例税率の適用を受ける財産」と「一般税率の適用を受ける財産」の両方の贈与を受けた場合で、その両方の財産の価額の合計額から基礎控除額（110万円）を差し引いた後の金額（課税価格）※が300万円を超えるとき

※ 「一般税率の適用を受ける財産」について配偶者控除の適用を受ける場合には、基礎控除額（110万円）と配偶者控除額を差し引いた金額（課税価格）となります。

## 居住者が国外で得た所得の申告について

- ◆ 居住者のうち非永住者以外の方は、その源泉が国内であるか国外であるかを問わず、全ての所得について所得税及び復興特別所得税を納める義務があります。

したがって、国内で得た所得のほか次の①から③など国外で得た所得も申告する必要がありますので、申告漏れにご注意ください（外国の税務当局に申告した所得も申告が必要となります。）。

①国外で支払われる預金等の利子

②国外にある不動産の貸付・譲渡による収益

③国外の法人等に対する出資に係る収益

- 居住者とは、日本国内に住所を有している方又は現在まで引き続き1年以上住所を有している方をいいます。
- 非永住者とは、居住者のうち、日本国籍を有しておらず、かつ、過去10年以内において国内に住所又は居所を有していた期間の合計が5年以下の方をいいます。

- 居住者の方で国外財産を有する方については、国外財産調書の提出が必要な場合があります

### 【国外財産調書の提出制度】

居住者のうち非永住者以外の方は、その年の12月31日において有する国外財産の価額の合計額が5千万円を超える方は、その国外財産の種類、数量及び価額その他必要な事項を記載した「国外財産調書」を、その年の翌年の3月15日までに、所轄税務署に提出しなければならないこととされています。

また、国外財産調書の提出に当たっては、国外財産調書に記載した財産の価額をその種類ごとに合計した金額を記載した、「国外財産調書合計表」を添付する必要があります。なお、平成27年12月31日において有する国外財産の価額の合計額が5千万円を超える方の国外財産調書の提出期限は、平成28年3月15日（火）です。

## 復興特別所得税額の記載漏れに係る注意喚起について

<確定申告書A用をご利用される方>

表面

### ⚠ 復興特別所得税の記載漏れにご注意ください！

平成25年分から平成49年分まで、東日本大震災からの復興を図るための施策に必要な財源を確保するため、復興特別所得税(原則として各年分の所得税額の2.1%)を所得税と併せて申告・納付することとされています。

確定申告書の作成に当たっては、「**復興特別所得税額**」欄の記載漏れのないようご注意ください。

※ 還付申告の方も含め、申告される全ての方について「復興特別所得税額」欄の記載が必要となります。

**注意!**

再差引所得税額 (標準所得税額) (34)	22100
復興特別所得税額 (34 × 2.1%) (35)	464
所得税及び復興特別所得税の額 (34 + 35) (36)	22564

手書きで申告書を作成されている方へ

**申告書は、国税庁ホームページで作成できます!!**

国税庁ホームページ [作成コーナー](#) [検索](#)

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただければ、画面の案内に従って金額等を入力することにより、税額などが自動的に計算され、計算誤りのない申告書を作成することができます。

平成27年分の確定申告に当たっては、「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただき、作成した確定申告書は、**印刷して所轄税務署に郵送等により提出**してください。また、「e-Tax(電子申告)」を利用して提出することもできます。詳しくは、e-Taxホームページをご覧ください。

**所得が「給与・公的年金」のみの方は必見!!**

「『確定申告書等作成コーナー』って難しそうだな」という方へ

給与所得者又は公的年金所得者の方向けの申告書作成画面を新設しました。

初めての方でも操作がしやすい画面となっておりますので、是非ご利用ください。

© 確定申告書B用をご利用される方は裏面をご覧ください。

税務署

## ⚠ 復興特別所得税の記載漏れにご注意ください！

平成 25 年分から平成 49 年分まで、東日本大震災からの復興を図るための施策に必要な財源を確保するため、復興特別所得税（原則として各年分の所得税額の 2.1%）を所得税と併せて申告・納付することとされています。

確定申告書の作成に当たっては、「復興特別所得税額」欄の記載漏れのないようご注意ください。

※ 還付申告の方も含め、申告される全ての方について「復興特別所得税額」欄の記載が必要となります。

**注意!**

再差引所得税額 (基準所得税額) (40)	22100
復興特別所得税額 (40)×2.1%	464
所得税及び復興特別所得税の額 (40)+(41)	22564

手書きで申告書を作成されている方へ

**申告書は、国税庁ホームページで作成できます！！**

国税庁ホームページ

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただければ、画面の案内に従って金額等を入力することにより、税額などが自動的に計算され、計算誤りのない申告書を作成することができます。

平成 27 年分の確定申告に当たっては、「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただき、作成した確定申告書は、**印刷して所轄税務署に郵送等により提出**してください。また「e-Tax（電子申告）」を利用して提出することもできます。詳しくは、e-Tax ホームページをご覧ください。

## 社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入について


社会保障・税番号制度の導入により、税務署へ提出する税務関係書類には、個人番号の記載が必要となります。  
また、税務署に個人番号を記載した申告書等を提出する際は、本人確認書類の提示又は本人確認書類の写しを申告書等に添付する必要があります。

### 申告書

- 申告書を提出する方は、平成27年分の申告書に個人番号の記載は不要ですので、ご注意ください。  
※平成28年分以降の申告書（一般的には平成29年以降に提出するもの）には、個人番号を記載して提出する必要があります。

**確定申告書への個人番号の記載について**

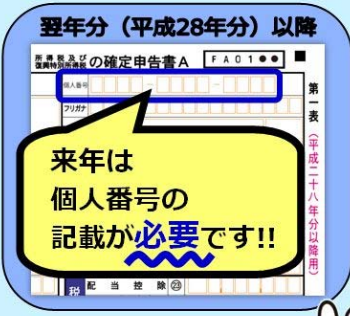
今回提出される平成27年分の確定申告書（所得税・消費税）に、個人番号（12桁）の記載は**不要**です。



**今回（平成27年分）**

**個人番号の記載は不要です!**

**翌年分（平成28年分）以降**



来年は個人番号の記載が**必要**です!!

▶ 翌年分（平成28年分）以降の確定申告書（所得税・消費税）の提出の際には、①個人番号（12桁）の記載及び②申告されるご本人の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となりますのでご注意ください。  
詳しくは、国税庁ホームページ「社会保障・税番号制度＜マイナンバー＞」（<http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm>）をご覧ください。

国税局・税務署

### 申請・届出書

- 申請・届出書を提出する方は原則として平成28年1月以降に提出する申請・届出書に、個人番号を記載して提出する必要があります。

#### 《本人確認書類について》

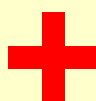
**個人番号カードがあれば、1枚で本人確認（番号確認と身元確認）が可能です。**

なお、個人番号カードをお持ちでない方は、以下の番号確認書類と身元確認書類の提示又は写しの添付をお願いします。  
※ 本人確認の概要等は、国税庁ホームページをご覧ください。

#### ◆ 個人番号カードをお持ちでない方は

##### 番号確認書類

- 《ご本人の個人番号（12桁）を確認できる書類》
- 通知カード
  - 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（個人番号の記載があるものに限り。）
- などのうちいずれか1つ



##### 身元確認書類

- 《記載した個人番号の持ち主であることを確認できる書類》
- 運転免許証
  - 公的医療保険の被保険者証
  - パスポート
  - 身体障害者手帳
  - 在留カード
- などのうちいずれか1つ

国税庁ホームページのトップページ上段の [社会保障・税番号制度＜マイナンバー＞](http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm) をクリック  
<http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm>

振替納税をご利用ください。

- 振替納税は、ご指定の金融機関の預貯金口座から納税額が自動的に引き落としされる便利な制度です。振替納税を利用することで、現金を持ち歩かなくても済むほか、預貯金残高を確認しておくだけで、金融機関又は税務署に出向かなくても済むというメリットがあります。

～ 振替納税を利用するには ～

- 振替納税を利用する場合には、「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」(振替依頼書)に必要事項を記載し、金融機関への届出印を押印の上、納税地を所轄する税務署に提出してください。
- 確定申告書等作成コーナーで申告書を作成される方は、同時に振替依頼書の作成ができます。また、国税庁ホームページで作成することもできます。  
作成した振替依頼書は、印刷し、金融機関への届出印を押印等の上、提出してください。

- (注) 1 振替依頼書は、納期限までに提出していただく必要があります。
- 2 税目ごとに手続が必要なため、既に所得税及び復興特別所得税について振替納税を利用していただいている方でも、消費税及び地方消費税について振替納税を利用される場合は、改めて手続が必要となります。
- 3 転居等により申告書の提出先の税務署が変更になった場合には、新たに手続が必要となります。
- 4 インターネット専用銀行等の一部金融機関及びインターネット支店等の一部店舗では振替納税が利用できませんので、ご利用の可否については取引先の金融機関にご確認ください。
- 5 贈与税の納税に当たっては、振替納税はご利用になれません。

平成27年分の  
所得税及び復興特別所得税・消費税及び地方消費税の  
確定申告分の納期限等

- 所得税及び復興特別所得税  
納期限 平成28年3月15日(火)  
振替日 平成28年4月20日(水)
- 消費税及び地方消費税  
納期限 平成28年3月31日(木)  
振替日 平成28年4月25日(月)



【国税庁・国税局・税務署からのお知らせ】

# 国税還付金の受取りは、 口座振込をご利用ください。

## 口座振込をご利用になると…

- 指定されたご自身の口座へ自動入金されます。
- 全国の金融機関(ゆうちょ銀行を含む)を利用できます。

## 還付される税金の振込先の記載方法

申告書の「還付される税金の受取場所」欄等に次の記載例にしたがって記入します。

- ※還付金の振込みは、申告者(本人)名義の口座に限ります。
- ※口座名義に、店名、事務所名などの名称(屋号)が含まれる場合は入金できません。

### ● 銀行・信用金庫等の口座への振込みの場合

(所得税確定申告書の場合)

銀行名、支店名は通帳等で確認して記入してください。

還付される税金の受取場所	〇〇〇〇	銀行 金庫・組合 農協・漁協	△△△△△	本店・支店 出張所 本所・支所	
	郵便局名等	※記載不要	預金種類	普通 当座 附貯蓄 貯蓄	
	口座番号 記号番号	1 2 3 4 5 6 7	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

該当欄に○印を記入してください。(総合口座は「普通」)

(注) インターネット専用銀行は、特定の銀行を除き振込みができませんので、お取引先の銀行へお問い合わせください。

### ● ゆうちょ銀行(郵便局)の貯金口座への振込みの場合

#### ご注意

- 平成21年1月から開始した他の金融機関との振込用の「店名(店番)」「口座番号」は、記載しないでください。(従来の「記号」「番号」を記載してください。)
- 「記号」部分の5桁以降(通帳再発行時に表示される「-2」などの枝番)は、記載しないでください。  
(例: 1 2 3 4 0 - 2 - 1 2 3 4 5 6 7 1)  
「記号」 不要 「番号」

(所得税確定申告書の場合)

貯金口座の「記号」「番号」を通帳等で確認して記入してください。

還付される税金の受取場所	※記載不要	銀行 金庫・組合 農協・漁協	※記載不要	本店・支店 出張所 本所・支所	
	郵便局名等	※記載不要	預金種類	普通 当座 附貯蓄 貯蓄	
	口座番号 記号番号	1 2 3 4 0 - 1 2 3 4 5 6 7 1	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>

「記号」(5桁)                      「番号」(2~8桁)

【国税庁・国税局・税務署からのお知らせ】

## 税務職員を装った不審な電話・ 「振り込め詐欺」にご注意ください

税務職員を装い、現金自動預け払い機(ATM)を操作させ、  
振込みを行わせる「振り込め詐欺」による被害が発生しています。

税務職員が納税者の皆様に電話でお問い合わせする場合は、提出していただ  
いた申告書等を基にその内容をご本人に確認することを原則としております。

また、税務署や国税局では、

1. 還付金受取のために金融機関等の現金自動預け払い機(ATM)の操作を求めることはありません。
2. 国税の納税のために金融機関の口座を指定して、振込みを求めることはありません。

のでご注意ください。

ご不審な点があるときは、所轄の税務署までお問い合わせください。

詳しくは国税庁ホームページをご覧ください

[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)

国税庁

検索



# 税務職員を装った不審な電話にご注意ください！



マイナンバー制度アンケート・年金受給調査と称する不審な電話が増えています！



国税局や税務職員を名乗る者から電話があり、マイナンバー制度アンケートや年金受給調査と称して、年齢や家族構成、年金の受給状況、預金残高や口座情報などについて聞き出そうとする事例が発生しています。

このような電話は、詐欺事件につながる可能性がありますので、ご注意ください。

※ 税務職員が納税者の皆様に電話でお問い合わせする場合は、提出していただいた申告書等を基にその内容をご本人に確認することを原則としております。

**ご不審な点があるときは、即答を避け、最寄りの税務署または警察署にお問い合わせください。**

詳しくは、国税庁のホームページをご覧ください。

国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp>

 国税庁・国税局・税務署